

平成30年度 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置主体名	吾妻東部衛生施設組合
施設名称	吾妻東部衛生センター 一般廃棄物最終処分場
設置場所	吾妻郡中之条町大字横尾1700
施設の種類	最終処分場
埋立容量	27,000 m ³

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項

	維持管理の技術上の基準	管理計画
1	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	被覆施設により埋立地への風雨の流入を防止し、埋立物の飛散・流出の防止をする。廃棄物の安定化促進のために散水設備により適宜散水を行い、粉塵（飛散）対策とする。
2	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	中間覆土等により、悪臭発生防止に努める。必要に応じて消臭剤等の散布を行う。
3	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	可燃性ガスのメタンをガス検知設備により常時監視し、排気設備と連動する事により埋立地内での火災発生を防止する。万が一の火災発生に備えて、埋立地内に自動火災報知設備、消火器、屋内消火栓を設置する。その他施設全体に対して、防火水槽（40m ³ ）を水処理施設内に併設する。
4	ねずみが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	中間覆土の励行により蚊、ハエ等の発生を防止する。必要に応じて殺虫剤等の散布を行う。
5	囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。（閉鎖された処分場を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。）	当該施設への不法侵入や不法投棄等を防止するため、計画地外周に侵入防止フェンス（H＝1.8m）を設置する。搬入道路の出入口部に、施錠可能な門扉を設置する。
6	立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換え等必要な措置。	当該施設の出入口に施設案内看板を設置し、必要事項を明示する。また、表示事項の変更の場合は、速やかに書き換えを行う。

	維持管理の技術上の基準	管理計画
7	擁壁等を定期的に点検、破損のおそれがある場合は速やかに防止必要の措置。	貯留構造物や擁壁の損壊防止のため、日常監視（目視）を行いクラック等の発生、周辺土との隙間の発生、構造形状の変形等をチェックする。また、各構造物の高さ・位置を定期的に計測し、沈下・傾き等を監視する。万が一損壊のおそれを確認した場合には、調査を行い損壊防止に努める。
8	廃棄物を埋め立てる前に遮水工損傷防止のため、遮水工を砂等で覆うこと。	直壁部は、長繊維不織布で覆い、埋立物と遮水シートの直接の接触等を防止する。底面部は、厚さ50cmのサンドマットで覆い、埋立重機からの遮水シート損傷等を防止する。
9	遮水工を定期的に点検し、遮水効果低下のおそれある場合は速やかに回復に必要な措置。	電気式漏水検知システムにより日常点検を行う。万が一異常値が認められた場合は、調査を実施し、補修等の機能回復に努める。
10	最終処分場の周縁（水面埋立は、周辺の水域の水）2箇所の地下水又は地下水集排水設備から採取した水の水質検査実施。	貯留構造物の上流と下流にモニタリング井戸を2箇所設置する。なお、下流域のモニタリング井戸は常時管理とする。
	イ、埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録。	埋立開始前に電気伝導率、塩化物イオン濃度、地下水等検査項目、ダイオキシン類を測定し記録する。
	ロ、埋立開始後に地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録。	埋立開始後に電気伝導率、塩化物イオン濃度（測定頻度1回／月）、地下水等点検項目、ダイオキシン類を年1回測定・記録する。
	ハ、埋立開始後に電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録。	埋立開始後に電気伝導率、塩化物イオン濃度（測定頻度1回／月）、地下水等点検項目、ダイオキシン類を年1回測定・記録する。
	ニ、電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに、地下水等検査項目についても、測定・記録。	モニタリング井戸の水質検査において異常が認められた場合は速やかに地下水水質検査項目を再測定・記録する。
11	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（原因が処分場以外であることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査等生活環境の保全上必要な措置を講ずる。	水質悪化の原因を調査し、回復措置に努める。
12	雨水防止に必要な措置。	埋立地に被覆設備を設置すること、埋立地外周の雨水排水設備の整備により埋立地内へ流入させない。各設備の破損・損壊等に際しては、速やかに補修・復旧に努める。
13	調整池を定期的に点検し、損壊のおそれがある場合は、速やかに防止のための必要な措置。	日常監視により浸出水調整槽（集水ピット）の亀裂や漏水等の有無を点検する。異常が認められた場合には速やかに原因を調査し、回復措置に努める。

	維持管理の技術上の基準	管理計画
14	浸出液処理設備の維持管理 イ. 放流水の水質が排水基準等に適合（BOD：60mg/ℓ、COD：90mg/ℓ、SS：60mg/ℓ 以下）	放流水の水質が排水基準に適するように維持管理する。万が一異常が認められた場合には、浸出液処理設備の放流水（循環利用：散水）を一時停止し、原因の究明、機能の復旧を確認後、放流（循環水）を開始する。
	ロ. 浸出液処理設備の定期点検、異常な場合は速やかに必要な措置。	機能の状態を定期的に行い、異常が認められた場合は速やかに必要な措置を行う。
	ハ. 放流水の水質検査 （１）排水基準に係る項目１年に１回以上測定・記録。 （２）水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素１月に１回以上測定・記録。	放流水（循環利用：散水）の排水基準項目を年１回測定、記録する。 放流水（循環利用：散水）の水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素を月１回測定、記録する。
15	地表水、雨水流入防止の開渠等の機能維持のため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去等必要な措置。	埋立地外周に設置する雨水排水設備の堆積土砂の除去等維持管理に努める。
16	通気装置による発生ガス排除。（ガスの発生するおそれのない廃棄物のみの埋立は除く。）	当該施設は、外部と遮断され密閉状態となるため、外部からの給気により空気の送りこみと、換気ファンによる強制排気により発生ガスを大気に希釈拡散する。また、埋立完了後に使用する自然通気のためのガス抜き設備（有孔フレキシブル管φ200）を埋立地内に設置する。
17	埋立終了した埋立地は、地表を土砂で概ね50cm以上、開口部を閉鎖。（雨水が入らない必要な措置が講じられる埋立地は、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖。）	埋立終了後は、廃棄物が露出することのないように埋立物の上に50cm以上の覆土をする。
18	閉鎖した埋立地の覆い損壊防止に必要な措置。	覆土後の埋立完了高さは貯留構造物のある高さとして計画し、覆土の外部への流出防止とする。
19	埋め立てられた一般廃棄物の種類、数量、最終処分場の維持管理の点検・検査等記録作成、廃止まで保存。	搬入物については、搬入前に専用の計量設備において、搬入別に計量・記録する。最終処分場の維持管理の点検・検査等の記録を作成する。記録については、最終処分場を廃止するまで本組合にて保存する。

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第4条の5の2第1項第4号	一般廃棄物の最終処分場	以下のとおり

(1) 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(単位：t)

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃ごみ	21.87	19.70	20.29	13.77	18.40	13.13	18.66	17.50	21.19	14.35	14.09	17.20	210.15
焼却灰	90.92	71.96	72.76	64.73	69.57	60.72	76.15	70.51	73.16	64.34	61.20	72.96	848.98
固化灰	27.43	25.18	20.06	21.04	24.16	20.84	24.64	23.17	25.36	19.36	22.40	23.26	276.90
汚 泥	2.91	2.16	1.71	3.15	2.85	2.37	2.34	3.00	1.80	0.81	2.13	2.76	27.99
合 計	143.13	119.00	114.82	102.69	114.98	97.06	121.79	114.18	121.51	98.86	99.82	116.18	1,364.02

(2) 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等の点検

擁壁等の点検	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検を行った日	H30.4.27	H30.5.31	H30.6.29	H30.7.31	H30.8.31	H30.9.28	H30.10.31	H30.11.30	H30.12.30	H31.1.31	H31.2.28	H31.3.29
点検を行った結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
破損するおそれがあると認められた場合の措置内容												

(3) 保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工の点検

遮水工の点検	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検を行った日	H30.4.27	H30.5.31	H30.6.29	H30.7.31	H30.8.31	H30.9.28	H30.10.31	H30.11.30	H30.12.30	H31.1.31	H31.2.28	H31.3.29
点検を行った結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
破損するおそれがあると認められた場合の措置内容												

※漏水検知システムにより常時監視

漏水検知システムの点検を行った日	点検を行った結果
平成30年8月1日	異常なし

(4) 埋立開始前の地下水等検査、電気伝導率及び塩化物イオンの測定

※ 採取位置は別紙図の②モニタリング井戸（下流）

埋立開始前の地下水の水質検査		基準値	採取した日	測定結果の得られた日	水質検査の結果
1	アルキル水銀	検出されないこと mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0005 mg/ℓ
2	総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0005 mg/ℓ
3	カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.001 mg/ℓ
4	鉛	0.01 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.005 mg/ℓ
5	六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.005 mg/ℓ
6	砒素	0.01 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.005 mg/ℓ
7	全シアン	検出されないこと mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.01 mg/ℓ
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0005 mg/ℓ
9	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.001 mg/ℓ
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0005 mg/ℓ
11	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.002 mg/ℓ
12	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0002 mg/ℓ
13	1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0004 mg/ℓ
14	1・1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.002 mg/ℓ
15	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.004 mg/ℓ
16	1・1・1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0005 mg/ℓ
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0006 mg/ℓ
18	1・3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0002 mg/ℓ
19	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0006 mg/ℓ
20	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.0003 mg/ℓ
21	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.002 mg/ℓ
22	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.001 mg/ℓ
23	セレン	0.01 mg/ℓ 以下	H20.3.13	H20.3.26	< 0.001 mg/ℓ
24	電気伝導率	－ mS/m	H20.3.13	H20.3.26	20 mS/m
25	塩化物イオン	－ mg/ℓ	H20.3.13	H20.3.26	4.8 mg/ℓ
26	ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ℓ	H20.4.4	H20.5.20	0.13 pg/TEQ/ℓ

「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。

(5) 埋立開始後の地下水等検査の測定

※ 採取位置は別紙図の①モニタリング井戸（上流）

埋立開始後の地下水の水質検査		基準値	採取した日	測定結果の得られた日	水質検査の結果
1	アルキル水銀	検出されないこと mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	検出されず mg/ℓ
2	総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0005 mg/ℓ
3	カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0003 mg/ℓ
4	鉛	0.01 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.005 mg/ℓ
5	六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.005 mg/ℓ
6	砒素	0.01 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.005 mg/ℓ
7	全シアン	検出されないこと mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	検出されず mg/ℓ
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	検出されず mg/ℓ
9	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.001 mg/ℓ
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0005 mg/ℓ
11	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.002 mg/ℓ
12	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0002 mg/ℓ
13	1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0004 mg/ℓ
14	1・1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.002 mg/ℓ
15	1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.002 mg/ℓ
16	1・1・1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0005 mg/ℓ
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0006 mg/ℓ
18	1・3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0002 mg/ℓ
19	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0006 mg/ℓ
20	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0003 mg/ℓ
21	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.002 mg/ℓ
22	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.001 mg/ℓ
23	セレン	0.01 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.001 mg/ℓ
24	1・4ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.005 mg/ℓ
25	クロロエチレン	0.002 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0002 mg/ℓ
26	ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ℓ	H31.1.17	H31.2.26	0.081 pg/TEQ/ℓ

「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、6月に1回以上測定すること。埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

※ 採取位置は別紙図の②モニタリング井戸（下流）

埋立開始後の地下水の水質検査		基準値	採取した日	測定結果の得られた日	水質検査の結果
1	アルキル水銀	検出されないこと mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	検出されず mg/ℓ
2	総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0005 mg/ℓ
3	カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0003 mg/ℓ
4	鉛	0.01 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.005 mg/ℓ
5	六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.005 mg/ℓ
6	砒素	0.01 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.005 mg/ℓ
7	全シアン	検出されないこと mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	検出されず mg/ℓ
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	検出されず mg/ℓ
9	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.001 mg/ℓ
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0005 mg/ℓ
11	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.002 mg/ℓ
12	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0002 mg/ℓ
13	1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0004 mg/ℓ
14	1・1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.002 mg/ℓ
15	1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.002 mg/ℓ
16	1・1・1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0005 mg/ℓ
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0006 mg/ℓ
18	1・3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0002 mg/ℓ
19	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0006 mg/ℓ
20	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0003 mg/ℓ
21	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.002 mg/ℓ
22	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.001 mg/ℓ
23	セレン	0.01 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.001 mg/ℓ
24	1・4ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.005 mg/ℓ
25	クロロエチレン	0.002 mg/ℓ 以下	H30.8.10	H30.8.31	< 0.0002 mg/ℓ
26	ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ℓ	H30.8.10	H30.10.4	0.093 pg-TEQ/ℓ

「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、6月に1回以上測定すること。埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

※ 採取位置は別紙図の②モニタリング井戸（下流）

埋立開始後の地下水の水質検査		基準値	採取した日	測定結果の得られた日	水質検査の結果
1	アルキル水銀	検出されないこと mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	検出されず mg/ℓ
2	総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0005 mg/ℓ
3	カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0003 mg/ℓ
4	鉛	0.01 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.005 mg/ℓ
5	六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.005 mg/ℓ
6	砒素	0.01 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.005 mg/ℓ
7	全シアン	検出されないこと mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	検出されず mg/ℓ
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	検出されず mg/ℓ
9	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.001 mg/ℓ
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0005 mg/ℓ
11	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.002 mg/ℓ
12	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0002 mg/ℓ
13	1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0004 mg/ℓ
14	1・1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.002 mg/ℓ
15	1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.002 mg/ℓ
16	1・1・1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0005 mg/ℓ
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0006 mg/ℓ
18	1・3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0002 mg/ℓ
19	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0006 mg/ℓ
20	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0003 mg/ℓ
21	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.002 mg/ℓ
22	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.001 mg/ℓ
23	セレン	0.01 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.001 mg/ℓ
24	1・4ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.005 mg/ℓ
25	クロロエチレン	0.002 mg/ℓ 以下	H31.1.17	H31.2.7	< 0.0002 mg/ℓ
26	ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ℓ	H31.1.17	H31.2.26	0.046 pg-TEQ/ℓ

「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、6月に1回以上測定すること。埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

(6) 埋立開始後の処理水検査の測定

※ 採取位置は別紙施設フロー図の③消毒槽で採取（ダイオキシン類測定の採取場所は④処理水槽で採取）

埋立開始後の処理水の水質検査		基準値	採取した日	測定結果の得られた日	水質検査の結果
1	アルキル水銀	検出されないこと mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	検出されず mg/ℓ
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.0005 mg/ℓ
3	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.003 mg/ℓ
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.01 mg/ℓ
5	有機燐化合物	1 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.1 mg/ℓ
6	六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.05 mg/ℓ
7	砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.01 mg/ℓ
8	シアン化合物	1 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.1 mg/ℓ
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.0005 mg/ℓ
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.002 mg/ℓ
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.0005 mg/ℓ
12	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.002 mg/ℓ
13	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.002 mg/ℓ
14	1・2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.0004 mg/ℓ
15	1・1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.002 mg/ℓ
16	1・2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.002 mg/ℓ
17	1・1・1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.0005 mg/ℓ
18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.0006 mg/ℓ
19	1・3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.0002 mg/ℓ
20	チウラム	0.06 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.006 mg/ℓ
21	シマジン	0.03 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.003 mg/ℓ
22	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.02 mg/ℓ
23	ベンゼン	0.1 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.001 mg/ℓ
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.01 mg/ℓ
25	ほう素及びその化合物	50 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	0.71 mg/ℓ
26	ふっ素及びその化合物	15 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.1 mg/ℓ
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	21 mg/ℓ
28	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 1 mg/ℓ
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 1 mg/ℓ

埋立開始後の処理水の水質検査		基準値	採取した日	測定結果の得られた日	水質検査の結果
30	フェノール類含有量	5 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.1 mg/ℓ
31	銅含有量	3 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	0.02 mg/ℓ
32	亜鉛含有量	2 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.01 mg/ℓ
33	溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	0.06 mg/ℓ
34	溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	0.16 mg/ℓ
35	クロム含有量	2 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.05 mg/ℓ
36	大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm ³ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 30 個/cm ³
37	窒素含有量	120 (60) mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	32 mg/ℓ
38	磷含有量	16 (8) mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	1.4 mg/ℓ
39	1・4ジオキサン	0.5 mg/ℓ 以下	H30.11.15	H30.12.7	< 0.05 mg/ℓ
40	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ	H31.1.31	H31.2.26	0.00037 pg-TEQ/ℓ

- 1 「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 () 内は日間平均で、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/ℓを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 5 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物にプランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

(7) 埋立開始後の地下水検査の測定 ※ 採取位置は別紙図の①モニタリング井戸（上流）・②モニタリング井戸（下流）

	地下水 上流				地下水 下流			
	水質検査に係る地下水を採取した日	水質検査の結果の得られた日	水質検査の結果		水質検査に係る地下水を採取した日	水質検査の結果の得られた日	水質検査の結果	
			電気伝導率	塩化物イオン			電気伝導率	塩化物イオン
4月	H30.4.19	H30.5.2	14 ms/m	4.2 mg/ℓ	H30.4.19	H30.5.2	32 ms/m	2.9 mg/ℓ
5月	H30.5.17	H30.6.1	15 ms/m	5.7 mg/ℓ	H30.5.17	H30.6.1	33 ms/m	3.2 mg/ℓ
6月	H30.6.21	H30.7.2	17 ms/m	6.7 mg/ℓ	H30.6.21	H30.7.2	34 ms/m	3.3 mg/ℓ
7月	H30.7.19	H30.8.2	18 ms/m	6.6 mg/ℓ	H30.7.31	H30.8.2	15 ms/m	1.7 mg/ℓ
8月	H30.8.16	H30.8.31	18 ms/m	6.9 mg/ℓ	H30.8.16	H30.8.31	31 ms/m	2.1 mg/ℓ
9月	H30.9.20	H30.10.4	17 ms/m	6.8 mg/ℓ	H30.9.20	H30.10.4	30 ms/m	1.5 mg/ℓ
10月	H30.10.18	H30.10.31	13 ms/m	0.7 mg/ℓ	H30.10.18	H30.10.31	31 ms/m	2.1 mg/ℓ
11月	H30.11.15	H30.11.28	13 ms/m	0.6 mg/ℓ	H30.11.15	H30.11.28	34 ms/m	3.5 mg/ℓ
12月	H30.12.20	H30.12.27	13 ms/m	0.8 mg/ℓ	H30.12.20	H30.12.27	32 ms/m	1.9 mg/ℓ
1月	H31.1.17	H31.1.31	12 ms/m	0.9 mg/ℓ	H31.1.17	H31.1.31	34 ms/m	2.0 mg/ℓ
2月	H31.2.21	H31.3.7	16 ms/m	3.0 mg/ℓ	H31.2.21	H31.3.7	30 ms/m	1.7 mg/ℓ
3月	H31.3.14	H31.3.25	18 ms/m	4.0 mg/ℓ	H31.3.14	H31.3.25	28 ms/m	1.2 mg/ℓ

周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場については、この限りではない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/ℓを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

(8) 処理水の水質検査測定 ※ 採取位置は別紙図の④処理水槽

	処理水						
	水質検査に係る処理水を採取した日	水質検査の結果の得られた日	水質検査の結果				
			水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量
4月	H30.4.19	H30.5.2	7.7	< 1 mg/ℓ	30 mg/ℓ	2 mg/ℓ	25 mg/ℓ
5月	H30.5.17	H30.6.1	7.8	< 1 mg/ℓ	10 mg/ℓ	19 mg/ℓ	20 mg/ℓ
6月	H30.6.21	H30.7.2	7.0	1 mg/ℓ	15 mg/ℓ	1 mg/ℓ	35 mg/ℓ
7月	H30.7.19	H30.8.2	6.6	1 mg/ℓ	16 mg/ℓ	4 mg/ℓ	40 mg/ℓ
8月	H30.8.16	H30.8.31	6.6	2 mg/ℓ	23 mg/ℓ	2 mg/ℓ	36 mg/ℓ
9月	H30.9.20	H30.10.4	5.9	< 1 mg/ℓ	19 mg/ℓ	3 mg/ℓ	35 mg/ℓ
10月	H30.10.18	H30.10.31	6.3	< 1 mg/ℓ	21 mg/ℓ	2 mg/ℓ	21 mg/ℓ
11月	H30.11.15	H30.11.28	6.3	1 mg/ℓ	24 mg/ℓ	1 mg/ℓ	32 mg/ℓ
12月	H30.12.20	H30.12.27	7.5	1 mg/ℓ	16 mg/ℓ	9 mg/ℓ	19 mg/ℓ
1月	H31.1.31	H31.2.7	7.3	2 mg/ℓ	11 mg/ℓ	2 mg/ℓ	8.4 mg/ℓ
2月	H31.2.21	H31.3.7	8.1	< 1 mg/ℓ	10 mg/ℓ	< 1 mg/ℓ	8.2 mg/ℓ
3月	H31.3.14	H31.3.25	8.0	1 mg/ℓ	18 mg/ℓ	8 mg/ℓ	25 mg/ℓ

周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場については、この限りではない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/ℓを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

(9) 最終処分基準省令第1条第2項第11号及び維持管理基準省令第1条第2号の規定による措置に関する次に掲げる事項

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
電気伝導率、塩化物イオン及びダイオキシン類の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること			

(10) 最終処分基準省令第1条第2項第13号の規定による点検に関する次に掲げる事項

浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池（集水ピット）	点検を行った日	H30.4.27	H30.5.31	H30.6.29	H30.7.31	H30.8.31	H30.9.28	H30.10.31	H30.11.30	H30.12.30	H31.1.31	H31.2.28	H31.3.29
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
破損するおそれがあると認められた場合の対応													

集水ピットの清掃を行った年月日	点検を行った結果
平成30年6月25日	異常なし

(11) 最終処分基準省令第1条第2項第14号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

浸出液処理設備の機能の状態	点検を行った日	H30.4.27	H30.5.31	H30.6.29	H30.7.31	H30.8.31	H30.9.28	H30.10.31	H30.11.30	H30.12.30	H31.1.31	H31.2.28	H31.3.29
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
異常が認められた場合の対応													

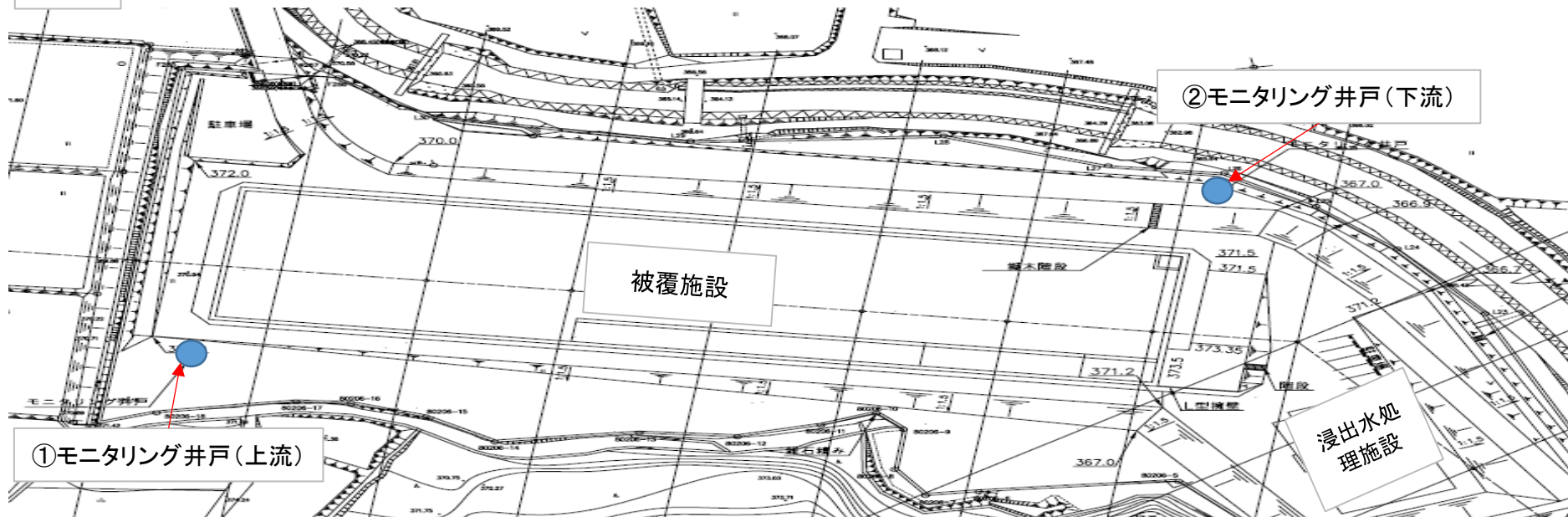
(12) 最終処分基準省令第1条第2項第14号の2の規定による点検に関する次に掲げる事項

導水管又は配管の状況 防凍のための措置	点検を行った日	H30.4.27	H30.5.31	H30.6.29	H30.7.31	H30.8.31	H30.9.28	H30.10.31	H30.11.30	H30.12.30	H31.1.31	H31.2.28	H31.3.29
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
異常が認められた場合の対応													

(13) 最終処分基準省令第1条第2項第19号の規定による測定を行った年月日及びその結果

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	H31.3.29	9,020 m ³

別紙



吾妻東部衛生センター 一般廃棄物最終処分場 水処理施設フロー

